

危機関連保証の認定の指定期間について

(1) 危機関連保証の概要

対象者	売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	通常の保証枠と別枠で最大2.8億円 (普通2億、無担保0.8億、特別小口0.2億) ※セーフティネット保証、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証と合わせて5.6億円まで
保証割合	100%保証
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)
保証料率 (保険料率)	0.8%以下(0.41%)
てん補率	90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない
その他	<ul style="list-style-type: none">・指定期間内に貸付を実行する必要あり。・取扱金融機関は本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、信用保証協会に対してその内容を報告する必要あり(ただし、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない)。

●危機関連保証の指定期間は、現在、令和3年(2021年)1月31日(日)までとなっています。

●指定期間内に貸付を実行する必要があるため、指定期間にかかわらず、融資をお申し込みの金融機関とご相談の上、ゆとりをもって認定書をご申請ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/hokan/2017/191025hokan01.pdf>

